様式第三十一（第二十九条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条に規定する登録を受けたいので、同条の規定に基づき、申請します。

（略）

（注意）

１．　（略）

２．第29条各号に掲げる書類を添付してください。

様式第三十二（第二十九条第九号関係）（日本産業規格Ａ列４番）

判定の業務の計画棟数

業　務　の　区　分	計　画　棟　数
一　床面積の合計が三百平方メートル未満の建築物	棟
二　床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の建築物	棟
三　床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の建築物	棟

（裏）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条　所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第43条　所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、第41条第２項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

２　第17条第１項ただし書、第２項及び第３項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第75条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一　第17条第１項、第21条第１項、第30条第４項、第33条第４項若しくは第43条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第四十一（第三十四条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第44条に規定する登録を受けたいので、同条の規定に基づき、申請します。

（略）

（注意）

１．　（略）

２．第34条各号に掲げる書類を添付してください。

様式第四十二（第三十四条第九号関係）（日本産業規格Ａ列４番）

判定の業務の計画棟数

業　務　の　区　分	計　画　棟　数
一　床面積の合計が千平方メートル未満の特定建築物	棟
二　床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の特定建築物	棟
三　床面積の合計が二千平方メートル以上一万平方メートル未満の特定建築物	棟